

2020 年度

総 会 議 案 書

加古川市立 平岡南小学校PTA

※本年度の総会は、みなし開催とし書面にて実施
※2020 年 4 月 29 日より加古川市ホームページにて掲載

項 目

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 第 1 号議案 | 2019年度 | 事業報告 |
| 第 2 号議案 | 2019年度 | 会計決算報告 |
| 第 3 号議案 | 2019年度 | 会計監査報告 |
| 第 4 号議案 | 2020年度 | 役員承認 |
| 第 5 号議案 | 2020年度 | 事業計画(案) |
| 第 6 号議案 | 2020年度 | 予算(案) |

平岡南小学校保護者と教職員の会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、平岡南小学校保護者と教職員の会（PTA）と名づけ、事務所を同校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の健全な生活を支援する。
- (2) 児童の生活環境を整備することに努める。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする社会教育団体として、児童の教育ならびに福祉に貢献し、他の社会教育団体及び機関と協力する。

本会の名におけるその他一切の活動は、これを禁止する。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、本学校に在籍する児童の保護者またはこれにかわるものと本校の教職員とする。

第6条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を持つ。

第5章 会計

第7条 この会の経費は、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

会費についての審議は理事会で行い、総会の議決を要する。

- (1) 会費はこれを分けて普通会費と臨時会費とする。普通会費は児童1名につき300円/月とする。普通会費については毎年、年度末または年度当初に物価その他を勘案し、理事会で審議しその改正をはかることができる。臨時会費は理事会で審議しその都度きめる。
- (2) 新入学及び転入学の児童の保護者はその月より普通会費を納入する義務を有する。
- (3) 保護者と教職員は平等の権利義務を有するが、教職員は会費の納入を免除するものとする。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計・会計監査を経て総会に報じ承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 この会の役員を本部役員・理事とし、次の規定により選出される。

1. 本部役員

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名
- (3) 会 計 2 名
- (4) 書 記 3 名
- (5) 顧 問

※ 本部役員は定期総会の承認を得なければならない。

副会長、会計、書記、顧問は会長が理事会にはかつて委嘱する。

2. 理 事

- (1) 地区理事(5世帯未満の地区は、代表地区委員が理事会に出席することもある。)
- (2) 学年理事 各学年4名
- (3) 教職員代表

第12条 免除規定として、本部役員は全ての役員を永久に免除することができる。

理事は5年間、各部専門部部長は本部役員を除く役員を永久に免除することができる。

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 会長はこの会を代表し会務を総括する。会務総括に必要な総会、委員会、理事会、専門部会を招集する。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第16条 会計はこの会の会計事務を処理する。

第17条 書記は本会の庶務にあたる。

第18条 学年理事は各学年の代表者として本会の運営にあたる。

第19条 顧問は会長の諮問に応じる。

第7章 会計監査委員

第20条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

第21条 会計監査委員は理事会において会員中より選出する。

第22条 会計監査委員は必要に応じて会計監査を行う。

第23条 会計監査委員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 会 議

第24条 総会は全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。

第25条 総会は定期総会、臨時総会とする。

- 1. 定期総会は本部役員承認、事業、予算、決算、規約の改廃を審議する。
- 2. 臨時総会は会長が必要と決めるときおよび会員の五分の一以上の要求があったとき開き、必要事項を審議する。

第26条 理事会は本部役員及び理事をもって構成し総会につぐ決議機関で本会の必要事項を審議する。

- 第27条 本部役員は本会の総括的な事項及び緊急事項を処理し、その他関係機関との渉外にあたり、事後理事会に報告、承認を求める。
- 第28条 会議は構成員の二分の一以上出席しなければ議決することはできない。
ただし、委任状を提出したものは出席とみなすことができる。
- 第29条 会議の議事は出席者の過半数できめる。

第9章 専門部会

- 第30条 本会の運営のため専門部会を設ける。
1. 専門部会は次のとおりとする。
イ 人権研修部 ロ 健康愛護部 ハ 広報部 ニ 厚生文化部
ホ 役員選出部
 2. 各専門部の部員は会長が委嘱する。各部の事業は本会の理事が当たり、職員がこれを補助するものとする。
 3. 各専門部には次の責任者を互選により定める。
イ 部長 1名（保護者より）
ロ 副部長 1名（保護者より）
ハ 会計 1名（保護者より）
 4. 各専門部の部長は部会を召集することができる。また会長より要請のあったときは部会を召集する。
 5. 各専門部会で協議決定した事項は会長の承認を経て執行し、その後理事会に報告する。
 6. 各専門部会の担当処理する事項はおよそ次のとおりとする。
人権研修部 家庭教育大学など会員を中心とした人権教育の推進をはかる企画を計画実施する。
健康愛護部 会員及び児童の健康増進のため、体育、保健衛生、学校給食に関する企画を計画実施する。
広報部 会員及び児童の広報活動を助成するため、広報誌「ゆうかり」を発行する。
厚生文化部 会員及び児童の厚生・文化活動を計画実施する。
又、サークル活動の運営をはかる。
役員選出部 学年理事、会計監査、次期本部役員の出会への補助をする。

第10章 慶弔その他

- 第31条 本会の会員及び児童、教職員の慶弔その他については、別に定める細則による。

付 則

- 第33条 本会の規約の改廃は理事会で審議し総会で承認する。
- 第34条 本会の規約は昭和53年4月1日にその効力を発する。
昭和63年5月2日より専門部会一部改廃実施する。
平成元年5月2日より改訂実施する。
平成8年5月10日より改訂実施する。
平成12年5月12日より改訂実施する。
平成16年5月8日より改訂実施する。
平成20年5月2日より改訂実施する。
平成24年4月28日より改訂実施する。
平成28年4月29日より改訂実施する。
令和2年(2020年)4月29日より改訂実施する。

(付 表) 地区委員・理事数選出基準表

前年度末における次年度の保護者会員の家族数にもとづき、次の基準により地区委員・理事を選出する。但し、いちじるしく会員の増加した場合は年度途中においても増員し、理事会でこれを承認することができる。

年度途中で新しい地区ができた場合は、適宜その都度処理し、理事会でこれを承認するものとする。

《地区理事数選出基準表》

世 帯 数	地 区 理 事 基 準 数
20戸以下	1名
21～50戸	2名
51～75戸	3名
76～100戸	4名
101～125戸	5名
126戸以上	6名

- 5世帯未満の地区は地区理事選出を免除するが、その場合代表の地区委員1名を選出しておく。
- 地区理事の選出数は、10月末における次年度の予定者世帯数により決定する。

慶弔その他に関する細則

1. この細則は、規約第 32 条の定めにより、会員及び児童の慶弔その他に関する事項を定めたものである。
2. 会員（保護者側）の死亡した場合は次のように弔意を表すものとする。
香料及び供花を本会より供し、会長（又は代理）、校長（又は代理）、当該地区理事及び当該学年理事、地区及び学級担任の先生、学級児童の代表（2 名）が会葬することを原則とする。
3. 教職員が死亡した場合は次のように弔意を表すものとする。
イ 香料及び供花を本会より供し、本部役員、関係学年理事、児童会代表、担任学級児童（遠方の場合は代表）及び教職員（授業に支障のない限り）が会葬し、校長、会長、児童会長、担任学級児童委員長より弔辞を呈することを原則とする。
ロ 市職員（用務員、交通指導員）については、その都度会長、校長が協議し処理するものとする。
4. 本校児童が死亡した場合は、次のように弔意を表すものとする。
香料及び供花を本会より供し、校長（又は教頭）、学級担任、同学級児童、同地区児童及び地区担任、三役（会長、副会長、会計）、当該学年理事、当該地区理事が会葬し、校長及び同学級児童代表が弔辞を呈するものとする。
5. 教職員の家族（実父母、同居の義父母、配偶者、子）が死亡したときは、香料及び供花を供し、三役、教職員（授業に支障のない限り）が会葬することを原則とする。
6. 本会に特に関係のある団体の役員や、過去において、本会の三役の職にあった者、本会（本校）に対する特別の功績のあった者などが死亡した場合はその都度、会長、校長が協議して処理し、次の理事会に報告するものとする。
7. 本校児童が 1 ヶ月以上病欠したり、重傷病、手術等のため入院した場合は別に定める見舞金を贈り、会長（又は代理）、校長（又は代理）及び児童が病床を見舞うものとする。
8. 本校職員について前項と同じ場合は、別に定める見舞金を贈り、会長（又は三役）、校長（又は代理）が病床を見舞うものとする。
9. 本会の会員が非常の災害に罹災した場合は、会長、校長が協議して、対策をたてて処理し、次の理事会に報告するものとする。
10. 本校教員が結婚する場合は、別に定める御祝儀を贈り慶意を表すものとする。
11. 本校教職員が転退職した場合、本会により別に定める基準により、記念品料を贈るものとする。
送別会については、その都度会長、校長が協議してきめ有志を募って行うことができる。
12. 定期総会に於いて、本会のために特に功労のあったものに対して、感謝状を贈り、その功労をねぎらうことができる。その選定の基準は別に定め、その定めにより会長、校長が協議して候補者をきめ、4 月の理事会に諮って決定するものとする。
13. この細則によって慶弔慰等を受けた者は、その返礼は一切してはならない。

14. 会長が前項までの規定事項以外で本会の運営上特に必要と認めた事項については、会長、校長が協議して処理し理事会に報告するものとする。
15. この細則は、理事会の議を経て改廃することができる。
16. この細則は、平成 17 年 5 月 18 日より効力を発する。

付 慶弔その他に関する細則に関係ある事項についての定め

1. この細則による香料は次の通りとする。

イ 会員（保護者側）の死亡	10,000 円
ロ 職員の死亡	10,000 円
ハ 児童の死亡	10,000 円
ニ 職員の家族の死亡	5,000 円
2. この細則による病氣見舞金は、次の通りとする。

イ 児童の傷病	5,000 円
ロ 職員の傷病	5,000 円
3. この細則による結婚祝は、次の通りとする。

イ 職員の結婚	10,000 円
---------	----------
4. この細則による転退職記念品料は、次の通りとする。

イ 本校在職一年以上三年未満	3,000 円
ロ 本校在職三年以上	5,000 円

ハ 市職員はこれを参考にしてその都度会長が決める。
5. この細則による功労者に対する感謝状贈呈基準は、次の通りとする。

イ 本会、本校のために多額の金品を寄付し、本会、本校運営に功績のあった者。
ロ 本校児童の愛護、本校環境の整備、本校の運営等に顕著な功績のあった者。
ハ 本校に永年勤務し、本校運営に功労ある教職員（市職員含む）及び本校管理職として功績があり、あるいは本校を最後として勇退する者。
6. 会長、校長に一任された事項については、この定めにも照らして慎重に取り扱うこと。
7. この定めは、理事会で物価その他を勘案して改善するものとする。

加古川市立平岡南小学校P T A 個人情報取扱規則

第1条 加古川市立平岡南小学校P T A(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適切な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A会長とする。

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A役員とする。

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 習得した個人情報は、次の目的に使用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は、管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者(第11条の場合、及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者(第11条の場合、及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報データベースを漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 本会の「加古川市立平岡南小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年4月28日より施行する。

第1号議案

2019年度 P T A 事業報告

4月	16日 学年理事選出会 17日 安全サポーターの募集 19日 理事予定者会	24日 理事会 26日 授業参観・P T A総会
5月	9日 5月理事会 18日 加古川市P T A連合会総会	22日 広報紙づくり研修会
6月	3日 平岡南中学校区青少年育成連絡協議会 4日 理事会 10日 第1回学校評議員会 12日 授業参観 学級懇談会	14日 平岡南小学校区人権教育協議会定期総会 20日 第1回家庭教育大学（アソカ・マネジメント） 24日 加古川市P T A連合小学校部会 30日 P T Aフリーマーケット
7月	9日 心肺蘇生法講習会 12日 理事会 17日 4年生対象防犯教室	19日 ゆうかり第120号発行 19日～8月31日 地区パトロール 30日 ユニット学校保健委員会
8月	3日 ふるさとまつり 23日 全国P T A兵庫大会加古川支部会	24日 親子クリーン作戦
9月	10日 理事会	13日 第2回家庭教育大学（天体観測）
10月	1日 食育講演会・給食試食会 18日 理事会、令和2年度P T A本部役員選考会 19日 平岡地区P T A連絡協議会総会	24日 トライやるウィーク推進委員会 26日 人権教育交流学习会
11月	1日 平岡南小教育研究発表会（協同的探究学 ³ ） 6日 ハーバリウム体験会 16日 平岡南小中P T A合同人権教育講演会	20日 加古川市P T A連合小学校部会 21日 オープンスクール、厚生文化部サークル活動 30日 音楽学習発表会
12月	4日 ハーバリウム体験会 6日 第2回学校評議員会 平岡南小中P T A合同人権教育講演会	9日 ゆうかり第121号発行 9日 理事会 10日 学校給食運営委員会
1月	23日 理事会 23日 厚生文化部サークル	20日 平岡南中学校区青少年育成連絡協議会総会
2月	7日 オープンスクール	13日 トライやるウィーク推進委員会
3月	10日 第3回学校評議員会 19日 ゆうかり第122号発行	30日 P T A本部会

- ・『子ども安全サポーター』活動
- ・ベルマーク集計
- ・交通立ち番（登校時2カ所、各月3回） 等

2019年度 PTA会計決算報告

収入の部

(単位 円)

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	備 考
1	前年度より繰越金	679,920	679,920	
2	会 費	2,419,200	2,423,400	300円×8174人(延人数)
3	雑 収 入	0	5	利子、保険還付金
	合 計	3,099,120	3,103,325	

支出の部

(単位 円)

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	差引額	備 考	
1	運営費	1. 旅 費	120,000	14,700	105,300	講演会交通費、PTA全国研究大会
		2. 消耗品費	60,000	31,740	28,260	インク、マスター、用紙
		3. 印刷製本費	40,000	43,500	-3,500	総会資料
		4. 通信事務費	12,000	19,793	-7,793	コピー使用料
		5. 接 遇 費	60,000	38,028	21,972	入学式、卒業式、運動会、総会
		6. 備 品 費	10,000	0	10,000	
		7. 渉 外 費	5,000	0	5,000	
		8. 慶 弔 費	70,000	24,000	46,000	香料、餞別、お見舞い、お祝い
		9. 分 担 費	50,000	44,980	5,020	縣市連P
		10. 補 助 費	5,000	0	5,000	
		11. 保 険 費	90,000	76,580	13,420	傷害保険、賠償保険
			小 計	522,000	293,321	228,679
2	活動費	1. 総 務 費	60,000	88,916	-28,916	事務用品
		2. 人権研修部費	15,000	6,500	8,500	通信費補助
		3. 健康愛護部費	40,000	26,463	13,537	献血、運動会PTA競技参加賞
		4. 広報部費	250,000	180,840	69,160	ゆうかり印刷、写真
		5. 厚生文化部費	50,000	31,651	18,349	ベルマーク送料、バザー準備講師謝礼
		6. 役員選出部費	20,000	8,259	11,741	封筒
			小 計	435,000	342,629	92,371

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	差引額	備 考	
3	教育振興費	1. 児童活動費	180,000	132,045	47,955	卒業記念品
		2. 学校行事費	600,000	543,600	56,400	離任式、入学式、卒業式、周年行事積立
		3. 教育振興費	900,000	847,092	52,908	理科教育費、視聴覚費、児童図書、保健衛生費、運動会テント
		4. 特別支援教育費	60,000	60,000	0	ひまわり学級補助
		5. 環境整備費	100,000	100,000	0	環境整備費
		6. 学年活動費	240,000	147,129	92,871	学年活動費
		小 計	2,080,000	1,829,866	250,134	
4	予備費	1. 予 備 費	62,120	50,907	11,213	OA機器費、協賛金補助
		小 計	62,120	50,907	11,213	
	合 計	3,099,120	2,516,723	582,397		

収支の部

1	2019年度収入の部合計	3,103,325
2	2019年度支出の部合計	2,516,723
3	次 年 度 繰 越 金	586,602

上記のとおり報告いたします。

令和2年3月27日

PTA会長
会計
会計

秋 下 佳 也
嶋 尾 綾 乃
西 口 貴 代 子



上記報告を監査の結果間違いないことを確認しました。

令和2年3月30日

会計監査
会計監査

寺 田 雅 代
菅 野 里 恵



第4号議案

2020年度 P T A 役員 (案)

本 部 役 員

会 長	野 口 泰 之 (二 俣) (4 年)	会 計	P 木 戸 理 絵 (一 色) (6 年)
副 会 長	佐 野 達 也 (二 俣) (6 年)	T	西 口 貴 代 子
	秋 下 佳 也 (二 俣) (6 年)	書 記	P 中 西 怜 奈 (二 俣) (6 年)
	石 井 加 奈 子 (中 野) (4 年)	T	辻 俊 幸 ・ 川 端 博 文
	崎 谷 加 奈 恵 (万 葉 ハイツ) (4 年)	顧 問	P 秋 下 佳 也 (二 俣) (6 年)
		T	岡 田 賢 二
会 計 監 査	高 田 泰 宏 (二 俣) (5 年)		宍 戸 竜 (一 色) (5 年)

- ① 上記の表はすでに選出されている2020年度本部役員である。
- ② PTA専門部の為の地区理事の選出をしないものとする。
- ③ 学年理事の選出をしないものとする。
- ④ PTA活動専門部を組織しないものとする。
- ⑤ 2020年度PTA事業計画は具体的な計画を策定しないものとする。
- ※ 以上②～⑤は、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止の観点から、PTA活動の1年間全面休止によるものです。
- ※ 本年度は本部役員のできる限りの活動を学校側と協議の上すすめてゆくこととします。
- 会員の皆様にはその都度、連絡をし協力をお願いをさせていただきます。

第5号議案

2020年度 P T A 事 業 計 画 (案)

月	本 部
4	みなし総会
5	
6	
7	
8	親子クリーン作戦
9	
10	次年度本部役員選出
11	
12	
1	
2	
3	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク集計(随時) ・広報紙の発行(不定期) ・地域及び市のPTA連合の活動連携も、必要に応じて対応

第6号議案

2020年度 P T A 予算 (案)

収入の部

(単位 円)

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	2020年度予算額	備 考
1	前年度より繰越金	679,920	679,920	586,602	繰越金=平成30年度収入の部合計-平成30年度支出の部合計
2	会 費	2,419,200	2,423,400	2,426,400	300円×674人×12か月
3	雑 収 入	0	5	0	利子、保険還付金
合 計		3,099,120	3,103,325	3,013,002	

支出の部

(単位 円)

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	2020年度予算額	備 考	
1	運営費	1. 旅 費	120,000	14,700	10,000	
		2. 消耗品費	60,000	31,740	30,000	インク、マスター、用紙、等
		3. 印刷製本費	40,000	43,500	50,000	総会資料
		4. 通信事務費	12,000	19,793	20,000	コピー使用料
		5. 接 遇 費	60,000	38,028	20,000	入学式、卒業式、運動会、総会
		6. 備 品 費	10,000	0	0	
		7. 渉 外 費	5,000	0	5,000	PTA連合会参加費
		8. 慶 弔 費	70,000	24,000	50,000	
		9. 分 担 費	50,000	44,980	50,000	縣市連P
		10. 補 助 費	5,000	0	5,000	
		11. 保 険 費	90,000	76,580	90,000	損害保険、賠償保険
	小 計	522,000	293,321	330,000		
2	活動費	1. 総 務 費	60,000	88,916	50,000	事務用品
		2. 人権研修部費	15,000	6,500	0	
		3. 健康愛護部費	40,000	26,463	20,000	クリーン作戦 (本部代替)
		4. 広 報 部 費	250,000	180,840	60,000	広報紙 (本部代替)
		5. 厚生文化部費	50,000	31,651	10,000	ベルマーク活動 (本部代替)
		6 役員選出部費	20,000	8,259	10,000	封筒 (本部代替)
		小 計	435,000	342,629	150,000	

号	項 目	2019年度予算額	2019年度決算額	2020年度予算額	備 考	
3	教 育 振 興 費	1. 児童活動費	180,000	132,045	150,000	卒業記念品等
		2. 学校行事費	600,000	543,600	300,000	離任/入学/卒業式、周年行事積立
		3. 教育振興費	900,000	847,092	900,000	理科教育、視聴覚、図書、保健衛生、他
		4. 特別支援教育費	60,000	60,000	80,000	ひまわり学級補助
		5. 環境整備費	100,000	100,000	100,000	
		6. 学年活動費	240,000	147,129	240,000	
		小 計	2,080,000	1,829,866	1,770,000	
4	予備費	1. 予 備 費	62,120	50,907	150,000	OA機器費（印刷）、協賛金補助
		小 計	62,120	50,907	150,000	
	合 計	3,099,120	2,516,723	2,400,000		

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）撲滅予算（案）

本年度に関しましては、以下の内容を考慮した予算案とする。

- ①運営費並びに活動費は、従来の半減とし本部役員でできる最大限の活動を想定し厚めに設定。活動内容により余剰分は年度末に返金とする。
- ②教育振興費は従来通りをベースに、校長先生と微調整実施の上策定。
- ③予備費として、こうした時期でもあるからこそ、PTA室内の環境整備向上のため、新しいOA機器(印刷機)の予算を計上。